障害児通所支援に係る多子軽減措置適用後の負担上限月額

1. 対象者

⒜ 以下の者（以下「小学校就学前児童」という。）が二人以上いる通所給付

決定保護者

ⅰ 障害児通所支援を利用する小学校就学の始期に達するまでの障害児

ⅱ 以下の施設に通う小学校就学の始期に達するまでの児童

・ 幼稚園

・ 特別支援学校の幼稚部

・ 保育所

・ 情緒障害児短期治療施設

・ 認定こども

ⅲ 特例保育又は家庭的保育事業等による保育を受ける児童

⒝ 市町村民税所得割合算額が77,101 円未満の世帯（市町村民税非課税世

帯及び生活保護受給世帯を除く。）に属し、以下の者（以下「負担額算定基

準者」という。）が二人以上いる通所給付決定保護者

ⅰ 通所給付決定保護者の児童で通所給付決定保護者と生計を一にする

　　　　者

ⅱ 通所給付決定保護者に監護されていた児童で通所給付決定保護者と

生計を一にする者

ⅲ 通所給付決定保護者及びその配偶者の直系卑属で通所給付決定保護

者と生計を一にする者（ⅰ及びⅱの者を除く。）

1. 負担上限月額

⒜の場合

以下のアからウまでの額を合算した額と元来の障害児通所給付費に係る

所得区分に応じた負担上限月額のいずれか低い額を負担上限月額とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 障害児 | 算定額 |
| ア | 小学校就学後の障害児小学校就  学前児童のうち最年長者 | 厚生労働大臣が定める基準により  算定した額の10/100  ※ただし、無償化対象児童の場合  は0/100 |
| イ | アを除く小学校就学前児童のう  ち最年長者 | 厚生労働大臣が定める基準により  算定した額の５/100  ※ただし、無償化対象児童の場合  は0/100 |
| ウ | ア及びイ以外の障害児 | ０ |

⒝の場合

以下のアからウまでの額を合算した額と元来の障害児通所給付費に係る

所得区分に応じた負担上限月額のいずれか低い額を負担上限月額とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 障害児 | 算定額 |
| ア | 小学校就学後の障害児小学校就  学前負担額算定基準者のうち最  年長者（全ての負担額算定基準  者が小学校就学前負担額算定基  準者である場合に限る。） | 厚生労働大臣が定める基準により  算定した額の10/100  ※ただし、無償化対象児童の場合  は0/100 |
| イ | 小学校就学前負担額算定基準者  のうち最年長者（負担額算定基  準者のうち小学校就学前負担額  算定基準者以外の者が１人であ  る場合に限る。）  小学校就学前負担額算定基準者  のうち２番目の年長者（全ての  負担額算定基準者が小学校就学  前負担額算定基準者である場合  に限る。） | 厚生労働大臣が定める基準により  算定した額の５/100  ※ただし、無償化対象児童の場合  は0/100 |
| ウ | ア及びイ以外の障害児 | ０ |





